平成２９年（フ）第７号
三重県四日市市西浦２丁目６番19号　コージィ101、前住所三重県鈴鹿市道伯町2205番地１
債務者　藤井千里登
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９号
三重県四日市市大井手１丁目１番22号　レジデンスナカノ1122・208
債務者　神谷　真理（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
三重県四日市市大字東阿倉川273番地１　マンション八千代２Ｂ
債務者　山本美帆子（旧姓松谷）
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
三重県四日市市山田町5538番地の１　介護老人保健施設　みえの郷、住民票上の住所三重県四日市市芝田１丁目５番８号　シバタコーポラス205
債務者　白石　勝男
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
三重県四日市市大矢知町983番地２　フォーブル渡辺103
債務者　岡本　春孝
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
三重県尾鷲市栄町８番３号
債務者　福西　敬之
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１０号
滋賀県米原市上多良681番地14
債務者　川森　義彦
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
京都市伏見区深草藤森玄蕃町576番地５　ラフォーレ藤森　102号
債務者　辻　可志巳
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
京都府木津川市城山台10丁目27番地16
債務者　森　　純美
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
奈良県大和郡山市南郡山町326番地１　メゾネット椿本１号
債務者　岡村寿美子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘１丁目８番地１松井マンション106号室
債務者　上杉　義弘
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛媛県松山市鷹子町483番地１　グランチェスタ鷹子106号
債務者　森　　広司（旧姓奥村）
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
愛媛県松山市市坪北１丁目14番５号
債務者　一宮　康人
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
愛媛県松山市鷹子町768番地　メゾン鷹子113号
債務者　渡部　麻衣
１　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
愛媛県宇和島市丸之内５丁目４番11号　ダイヤモンドハイツ405
債務者　中尾サエミ
１　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１６７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2364番地４　ルミナス伊万里205、前住所宮崎県日向市大字塩見1309番地　市営新財市住宅７棟６号
債務者　前田　力哉
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで　佐賀地方裁判所武雄支部